

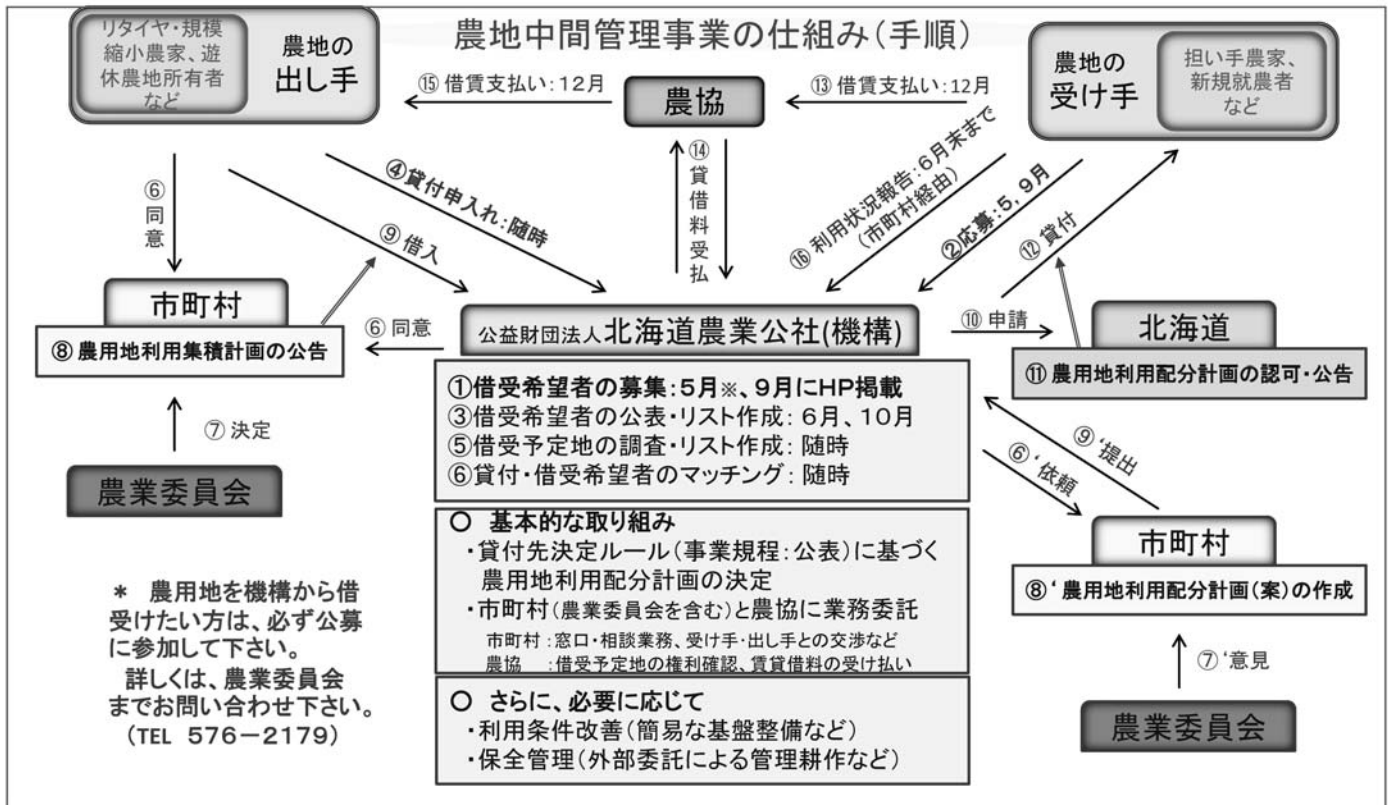
# 農地の有効利用と担い手への集積・集約加速を

## 農地中間管理事業のおしらせ

農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させるため、本年度、農地中間管理機構制度が創設され、本格的に事業がスタートしております。つきましては、次のとおり農地中間管理事業の仕組み(手順)についてお知らせいたします。(浦幌町農業委員会)

### 農地中間管理事業とは(農地の貸し借りの新しい仕組みです！)

農地中間管理事業は、利用権(賃貸借)により機構が、農用地所有者等から農用地を長期(10年間)借入れ、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、あるいは農業の新規参入を希望される方に必要な農用地を貸付ける(原則3年)仕組みです。



\* 農用地を機構から借受けたい方は、必ず公募に参加して下さい。  
 詳しくは、農業委員会までお問い合わせ下さい。  
 (TEL 576-2179)

### ○ 受け手のメリット

- ・相手が機構だけなので、スムーズに農地を借りられた。
- ・自作地に隣接するまとまった農地が借りられた。
- ・機構によって基盤整備された優良な農地を借りられた。
- ・機構から借りたので、安心して使え、借賃支払いも簡単だった。
- ・借地で規模拡大ができたので将来は買入れて、経営基盤を確立したい。

### ○ 出し手のメリット

- ・公的な機構なので、安心して貸せたとし、貸賃の受け取りも簡単だった。
  - ・地域農業のために離農後(規模縮小後)の農地を使ってもらえて良かった。
- 経営転換協力金  
 30万円~70万円/戸
- 耕作者集積協力金  
 (H26年度~27年度)  
 2万円/10a

### ○ 地域のメリット

- ・機構との貸借なので、話し合いがスムーズにできた。
  - ・理想的な担い手への農地集積と集約化ができた。
  - ・不足する担い手を確保することができた。
  - ・機構集積協力金を地域のために有効に使えた。
- 地域集積協力金  
 (H26年度~27年度)  
 3.6万円~2.0万円/10a

それぞれのメリットは、あくまでも例示ですので、詳しくは、農業公社(本所・支所)または市町村農政担当課にお問い合わせください。

### ○ 貸付先決定の基本的なルール

- 1 地域農業の発展のため、借受ニーズを公平に調整しながら、地域の担い手の規模拡大や分散錯圖の解消、さらには新規参入者の経営安定に留意することを基本とします
- 2 地域内での担い手との利用権の交換等を行う場合を優先的に配慮します
- 3 貸付予定農地に隣接する担い手との貸付協議を優先し、複数の場合には、希望条件や人・農地プランを考慮して順次協議します
- 4 上記2、3以外の場合、地域内の担い手の位置関係や希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度を考慮して順次協議します
- 5 地域内に担い手が十分でない場合は、借受希望者の位置関係などを考慮して順次協議し、特に新規参入者が担い手を目指せるよう配慮します

### ○ 賃貸借の主な条件

- 1 機構の借入期間は、極力10年以上  
 (より短期の貸付を希望の場合は、ご相談に応じます。)
- 2 機構からの貸付期間は、原則3年  
 (集積・集約化が十分な場合には、長期貸付も可能です。)
- 3 賃貸借料は、農業委員会の情報や近傍類似農地の水準を参考として決定
- 4 借賃と貸賃は同額だが、機構が基盤整備した場合には、貸賃を増額